

## 名古屋市青少年交流プラザ青少年育成サポーター登録要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、名古屋市青少年交流プラザ（以下「プラザ」という。）が行う青少年育成サポーター登録について必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この定めにおいて「青少年育成サポーター」とは、15歳以上（ただし、中学校又はこれらに準ずる学校に在学する者は除く。）34歳以下の者で、第5条第1項に規定する登録をした者をいう。

### (活動内容)

第3条 青少年育成サポーターは次に掲げる活動を行う。

(1) 事業の企画・運営

ア 体験活動等

イ ステージの演出等

ウ 広報・情報発信

エ その他青少年交流プラザ所長（以下「所長」という。）が必要と認める活動

(2) 前号に掲げる事業の運営補助

(3) 地域における貢献活動

### (募集)

第4条 所長は、青少年育成サポーターとしての登録を希望する者（以下「希望者」という。）を募集する。

2 青少年育成サポーターの募集期間その他募集に関する事項は、所長が別に定めるものとする。

### (登録)

第5条 青少年育成サポーターの登録は、前条第1項の募集に応募した希望者のうち、所長が認めた者を登録する。

2 18歳未満の者の登録には、保護者の同意を必要とする。

### (登録の解除)

第6条 所長は、青少年育成サポーターが、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該青少年育成サポーターの登録を解除することができる。

(1) 登録解除を申し出たとき

(2) 活動内容に反した行為を行ったとき

(3) 名古屋市の信用を著しく損なう行為を行ったとき

### (庶務及び運営)

第7条 青少年育成サポーターに関する庶務及び運営は、プラザが行う。

2 所長は、青少年育成サポーターに、プラザが実施する事業について必要な場合は、第3条各号に定める活動を依頼する。

3 所長は、地域や施設、団体等から、第3条各号に定める活動について支援の依頼があった場合は、青少年育成サポーターに情報を提供する。

- 4 所長は、青少年育成サポーターの活動にあたり必要な知識や技能の向上について、支援を行うものとする。

(経費負担)

第8条 プラザは、前条第2項により依頼した者については、次に定める謝金を支払うものとする。

(1) 第3条第1号に定める活動

1人当たり1回の活動につき1,600円

(2) 第3条第2号または第3号に定める活動

1人当たり1回の活動につき900円

2 前項第1号の場合は、青少年育成サポーターは活動内容の振り返りを所長に報告するものとする。

3 第1項第1号の場合において、1回の活動時間が2時間30分を超える場合は、1日につき、3,200円を上限として、その都度、所長が定める金額を支払うことができる。

(責任の所在)

第9条 青少年育成サポーターが、その活動中に起きた事故については、原則として当該青少年育成サポーター自身の責任においてこれを処理するものとする。

2 前項の事故に備え、プラザは、青少年育成サポーターを対象に保険に加入するものとし、その経費はプラザが負担するものとする。

(その他)

第10条 この要綱に規定するもののほか、必要な事項は、所長が定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 ユースサポーター事業に関する要領は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。